

東京C.P.A.
公認会計士業務資料集

監査委員会研究報告書

「訂正報告書の事例分析」

平成29年6月19日

日本公認会計士協会東京会
会長 浅井万富 殿

日本公認会計士協会東京会
監査委員会
委員長 前田隆夫

研 究 報 告 書

下記研究内容につきまして、ここに報告いたします。

記

<研究内容>

「訂正報告書の事例分析」

教材コード	K030018
研修コード	3101
履修単位	2単位

研究報告書目次

はじめに	1
第1章 総論	
1. 定義及び法的な根拠	2
2. 過年度遡及基準（会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準）との関係	2
3. 訂正報告書の提出	3
4. 「監査・保証実務委員会研究報告第28号 訂正報告書に含まれる財務諸表等に対する監査上の留意事項について」の概要	4
第2章 訂正報告書の提出状況分析	
1. 「経理の状況」に訂正があるか否か	6
2. 「経理の状況」の訂正と監査報告書の再提出との関係	6
3. 「監査報告書再提出あり」のうち、財務諸表本表部分の訂正の有無の内訳	6
4. 財務諸表本表に訂正があり、かつ監査報告書の再提出がある場合の分析	7
5. 経理の状況の訂正があるが、監査報告書の再提出がない場合の分析	7
6. 訂正報告書の提出原因が不正か否か	7
7. 訂正内部統制報告書の提出の有無、不正との関係	8
8. 経理の状況以外の訂正が原因の場合の訂正部数	12
9. 経理の状況の訂正箇所傾向	13
10. その他の箇所の訂正	18
第3章 不正会計事例における訂正報告書の傾向分析	
1. 不正会計事例における訂正報告書の傾向の概要	21
2. 不正が発覚した会社における調査と訂正報告書	22
3. 不正が発覚したきっかけ	25
4. 最初のリリースから訂正報告書の提出までの日数	27
第4章 関東財務局に対するインタビュー	
1. 関東財務局に対するインタビューの目的	30
2. 関東財務局へのインタビュー項目と回答	30
3. まとめ	32

はじめに

提出された有価証券報告書に訂正すべき事項がある場合、訂正報告書を提出する必要がある。訂正報告書の提出理由は多岐に亘り、単純な語句修正や添付書類の添付漏れによるものから、不正が発覚し複数期の有価証券報告書の訂正報告書を提出する事例までである。

平成 28 年度の監査委員会は有価証券報告書の訂正報告書の分析を行った。具体的には平成 27 年 9 月 1 日から平成 28 年 8 月 31 日までの 1 年間に提出された有価証券報告書に係る訂正報告書 803 部を分析し、提出事由、訂正箇所、不正による提出の場合の傾向分析等を行った。合わせて、訂正報告書の提出に関して関東財務局にインタビューを行い、訂正報告書に対する関東財務局の考え方を伺った。

第 1 章は総論として訂正報告書の提出に関する法的な根拠等を扱っている。また、監査・保証実務委員会研究報告第 28 号「訂正報告書に含まれる財務諸表等に対する監査上の留意事項について」の概要を示している。第 2 章では上記 803 部について、「経理の状況」の訂正があるかどうか、監査報告書の再提出があるかどうか、等の分析を行い、経理の状況の訂正の場合、訂正箇所にどのような傾向があるかの分析も行った。加えて、訂正有価証券報告書と訂正内部統制報告書との関係についても考察した。第 3 章では不正による訂正報告書の提出の場合の傾向を分析した。そして第 4 章では関東財務局に対するインタビューの内容を掲載している。

本研究報告書が会員の方々の業務の一助となり、合わせて訂正報告書の提出の減少につながれば幸いである。

<利用上の注意>

本研究報告書については、会員・準会員各位自らの責任においてご活用ください。

本研究報告書の利用に伴い、結果的に発生した不利益については、原因の如何を問わず、本会では、一切の責任を負いかねますので、予めご承知置きください。

本研究報告書は、あくまでも、会計委員会における研究成果を取りまとめたものであって、日本公認会計士協会としての公式見解ではありません。

また、本研究報告書における前提となる法令、基準等は、平成 29 年 3 月 31 日現在としています。

第1章 総論

1. 定義及び法的な根拠

金融商品取引法において、有価証券報告書に訂正すべき事項がある場合には、有価証券報告書提出企業は訂正報告書を提出する必要がある。この際、自発的提出と提出命令とに大きく区分される。この訂正報告書については明確な定義や提出条件については、金融商品取引法の有価証券届出書の訂正届出書に関する規定が多く準用されている。

金融商品取引法第24条の2第1項（訂正届出書に関する規定の準用）では、有価証券報告書の訂正について金融商品取引法第7条第1項（訂正届出書の自発的提出）を準用しており、「有価証券報告書及びその添付書類において記載すべき重要な事項の変更その他公益又は投資者保護のため当該報告書の内容を訂正する必要があるものとして内閣府令で定める事情(*)があるときは、有価証券報告書の提出者は、訂正報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない」とされている（読み替え準用後の金融商品取引法第7条第1項）。

金融商品取引法は、「国民経済の健全な発展及び投資者の保護に資する」（第1条）ことを目的としている。このため、内閣総理大臣に提出され公衆縦覧された有価証券報告書についても誤りがあれば、訂正することが求められている。また、第7条の見出しにあるとおり、原則として有価証券報告書の提出者が「自発的」に提出することとなっている。

(*)有価証券報告書の内容を訂正する必要があるものとして内閣府令で定める事情

「内閣府令で定める事情」は企業内容等の開示に関する内閣府令第11条で規定されている。

- ①当該提出日前に発生した当該有価証券届出書又はその添付書類に記載すべき重要な事実で、これらの書類を提出する時にはその内容を記載することができなかつたものにつき、記載することができる状態になったこと
- ②当該有価証券届出書又はその添付書類に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したこと
- ③第9条各号に掲げる事項で当該有価証券届出書に記載しなかつたものにつき、その内容が決定したこと

（なお、「第9条各号」は株券等の発行に関する項目であり有価証券届出書に関するものであるため③は対象外となる）。

2. 過年度遡及基準（会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準）との関係

過去の財務諸表における誤謬（開示も含む）が発見された場合には、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」に従った取扱いが求められる。当基準における誤謬とは、「原因となる行為が意図的であるか否かにかかわらず、財務諸表作成時に入手可能な情報を使用しなかつたことによる、又はこれを誤用したことによる」（過年度遡及基準4(8)）と定義されており、いわゆる不適切な会計処理（監査・保証実務委員会研究報告第25号 1. 不適切な会計処理の定義）も含まれる。「誤謬」の訂正については、財務諸表利用者の意思決定への影響に照らした重要性が考慮されることになる（過年度遡及基準35）。

一方、重要な事項の変更その他公益又は投資者保護のため訂正の必要があると認めた場合には、訂正

報告書を提出しなければならないとされている（金融商品取引法第 24 条の 2、第 7 条）。一般的には過去の誤謬を比較情報として示される前期数値を修正再表示することにより解消することはできないと考えられることから、金融商品取引法に基づく開示においては、修正再表示に係る規定は通常は適用されず、訂正報告書が提出されることになると考えられる。

3. 訂正報告書の提出

(1) 訂正報告書の自発的提出

有価証券報告書の自発的訂正報告書の提出については、上記 1. のとおり、金融商品取引法第 24 条の 2 において同第 7 条第 1 項が準用され、自発的な提出が要請されている。

(2) 訂正報告書の提出命令

有価証券報告書に訂正すべき事項があるにもかかわらず、提出者が自発的に訂正報告書を提出しない場合には、内閣総理大臣が訂正報告書の提出を命じることができる（金融商品取引法第 9 条第 1 項、第 10 条第 1 項を準用（金融商品取引法第 24 条の 2））。

金融商品取引法第 9 条第 1 項は、形式上の不備があり、又はその書類に記載すべき重要な事項の記載が不十分であると認める場合を定めている。

金融商品取引法第 10 条第 1 項は、重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けていることを発見した場合を定めている。

ただし、平成 25 年 12 月以降訂正報告書の提出命令は行われておらず、現状の実務としては関東財務局等の指摘に基づいて提出者が自発的に訂正報告書を提出している事例が一般的である。

通常は、証券取引等監視委員会が、開示検査の結果、開示書類の重要な事項についての虚偽記載等が認められた場合には、金融庁長官等に対して課徴金納付命令を発出するよう勧告を行っており、当該勧告を受けて、内閣総理大臣が訂正報告書の提出を命じる。

(参考 1) 有価証券報告書等の訂正報告書等の提出命令に関する勧告の実施状況(平成 29 年 2 月末現在)

年度	17～21	22	23	24	25	26	27	28
勧告件数	2	0	0	1	1	0	0	0

(証券取引等監視委員会ウェブサイトより転載)

(参考 2) 関東財務局による訂正報告書提出命令について

関東財務局

平成 25 年 12 月 19 日

平成 25 年 12 月 4 日、証券取引等監視委員会から、(社名※) について検査した結果、同社の提出した第 45 期事業年度連結会計期間（自平成 20 年 5 月 21 日至平成 21 年 5 月 20 日）に係る有価証券報告書外 22 件について、訂正報告書等の提出命令を求める勧告が行われた。

同勧告を踏まえ、本日、下記のとおり同社に対して金融商品取引法第 10 条第 1 項、第 24 条の 4 の 7 第 4 項の規定に基づき、有価証券報告書等の訂正報告書等の提出を命じた。

(以下略)

(関東財務局ホームページより一部改変のうえ転載)

※社名については削除している。

(3) 訂正報告書提出の公告

有価証券報告書の記載事項のうち重要なものについて、自発的な訂正報告書の提出又は記載不備に関して訂正報告書の提出命令を受けた訂正報告書の提出を行った場合は、その旨を遅滞無く、電子公告 (EDINET) 又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載しなければならない (金融商品取引法第 24 条の 2 第 2 項、金融商品取引法施行令第 4 条の 2 の 4)。

(4) 訂正報告書に対する監査証明

原則として訂正報告書における財務諸表においても公認会計士または監査法人による監査証明が必要である (財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第 1 条第 15 号)。訂正報告書に関する監査証明を行う際の留意事項については、「監査・保証実務委員会研究報告第 28 号 訂正報告書に含まれる財務諸表等に対する監査上の留意事項について」(以下「研究報告第 28 号」という。)が参考になる。

4. 「監査・保証実務委員会研究報告第 28 号 訂正報告書に含まれる財務諸表等に対する監査上の留意事項について」の概要

(1) 研究報告第 28 号の目的

研究報告第 28 号は平成 25 年 7 月に公表されている。上場会社において不適切な会計処理の発覚を起因として、有価証券報告書 (四半期報告書含む) の訂正報告書の提出が増加していることが背景にある。

また、不適切な会計処理が生じた場合、第三者委員会又は内部調査委員会の調査報告書利用の可否や監査人交代の有無などによる実務上の対応が必要となる。このため、同研究報告はこれらの事象に対して監査基準委員会報告書等に準拠した実務的な対応に資することを目的とされている。

(2) 監査契約の締結

訂正後の財務諸表等に対する監査業務の受嘱は、新規の監査契約の締結であり、財務諸表全体の監査が必要である (「研究報告第 28 号 I はじめに」より抜粋)。

監査契約を締結する際には、各監査事務所の定めた契約の新規の締結に関する方針及び手続に従うこととなる。この際に、有価証券報告書等の訂正原因等を把握し、関与先の誠実性を検討し、訂正後の財務諸表に対する監査契約の締結に重要な影響を及ぼす事項がないかを判断する必要がある。そのため、監査人は、経営者や監査役等とのコミュニケーションを行い、誠実性に関する情報を入手する必要がある。

(3) 監査計画策定と監査手続

監査手続を進める場合、金融商品取引法及び関連法令で継続開示書類 (有価証券報告書) の提出期限が定められているため、訂正報告書の提出までのスケジュールも重要な検討事項となる。このため、監

査計画の策定と監査手続の実施を同時に行いつつ、新たな発見事項について監査計画の見直しを行い、追加手続を実施するなどタイムリーな監査を行うことに留意する。

訂正報告書の提出原因が不正である場合には、影響が広範にわたると考えられるため、慎重な監査計画の策定が必要となる。不正調査の専門家の利用の検討も考えられる。

不正が訂正報告書の原因の場合、監査人は、企業及び企業環境の理解も再度行う必要があり、内部統制の運用評価にも影響が及ぶ可能性がある。場合によっては、内部統制に依拠しないことを前提としたリスク対応手続としての実証手続を行うことも考えられる。

(4) 監査報告書における強調事項

訂正後の財務諸表に対して監査報告書を提出する際は、監査基準委員会報告書 560 第 15 項において「監査人は訂正後の財務諸表に対する監査報告書の強調事項又はその他の事項区分に、以前に発行した財務諸表を訂正した理由を詳細に記載している財務諸表の注記を参照し、監査人が以前に提出した監査報告書について記載しなければならない。」とされ、追記情報（強調事項又はその他の事項）を記載する必要がある。

第2章 訂正報告書の提出状況分析

当委員会が調査したところ、平成27年9月1日から平成28年8月31日までの1年間に提出された有価証券報告書に係る訂正報告書は803部、提出会社数は451社であった。両者が異なるのは、複数年度にわたって同一の原因による訂正があった場合に、1社で複数期の訂正報告書を提出していることが主たる要因である。

第2章では、訂正報告書の提出原因及び訂正箇所及びその傾向の分析、あわせて監査報告書及び内部統制報告書の再提出との関係を分析する。

1. 「経理の状況」に訂正があるか否か

訂正報告書のうち、経理の状況の訂正が主原因のものと、それ以外の訂正が主原因のものの内訳は以下のとおりである。

経理の状況の訂正が主原因（注1）	413部:50%（194社:40%）
経理の状況以外の訂正が主原因	420部:50%（287社:60%）
計（注2）	833部:100%（481社:100%）

（注1）経理の状況の訂正を原因として経理の状況以外の訂正が発生している場合は、「経理の状況の訂正が主原因」に区分している。

（注2）「経理の状況の訂正が主原因」の場合と「経理の状況以外の訂正が原因」の両方が発生し、かつ両者の訂正原因が無関係の事案があるため、社数の合計は提出会社数451社及び訂正部数803部と一致しない。

2. 「経理の状況」の訂正と監査報告書の再提出との関係

経理の状況の訂正が主原因の413部（194社）のうち、監査報告書の再提出の有無の内訳は以下のとおりである。

監査報告書の再提出あり	119部:29%（43社:22%）
監査報告書の再提出なし	294部:71%（151社:78%）
計	413部:100%（194社:100%）

訂正報告書における財務諸表においては公認会計士または監査法人による監査証明が必要である（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第1条第15項）が、実際に監査報告書が再提出されているのは、全体の29%である。

3. 「監査報告書再提出あり」のうち、財務諸表本表部分の訂正の有無の内訳

「監査報告書の再提出あり」の119部（43社）のうち、財務諸表本表部分の訂正の有無の内訳は以下のとおりである。

財務諸表本表部分に訂正あり	115部:97%（40社:93%）
注記のみの訂正（注）	4部:3%（3社:7%）
計	119部:100%（43社:100%）

(注) 内訳は、継続企業の前提の文言訂正1部(1社)、重要な後発事象の文言訂正1部(1社)、関連当事者取引注記の一部記載漏れ2部(1社)である。

4. 財務諸表本表に訂正があり、かつ監査報告書の再提出がある場合の分析

財務諸表本表部分に訂正があり、かつ監査報告書の再提出を行っている40社について内容を分析した。売上高、税引前当期純利益、総資産及び純資産の訂正状況は以下のとおりである。

売上高		税引前当期純利益		総資産		純資産	
訂正あり	訂正なし	訂正あり	訂正なし	訂正あり	訂正なし	訂正あり	訂正なし
19社	21社	33社	7社	30社	10社	35社	5社

訂正金額の税引前当期純利益に対する割合は0.0%~75.3%(絶対値。損失増減、損失から利益及び利益から損失の変動は除く。)であった。

5. 経理の状況の訂正があるが、監査報告書の再提出がない場合の分析

次に、経理の状況の訂正があるが、監査報告書の再提出がない294部(151社)について分析した。訂正箇所の内訳は、以下のとおりである。

税引前当期純利益の訂正がある	5部:2%(1社:1%)
総資産の訂正があるが、有報開示期間以前の訂正が原因	10部:3%(2社:1%)
本表に訂正があるが、科目誤り若しくは数値の誤記(注)	16部:5%(12社8%)
注記のみの訂正(注)	259部:88%(134社88%)
上記以外	6部:2%(4社:2%)
計(注)	296部:100%(153社:100%)

(注) 財務諸表本表の訂正と注記の訂正に関連性がないものが2部(2社)あったため、合計が294部(151社)と一致しない。

訂正報告書における財務諸表においては公認会計士または監査法人による監査証明が必要である(財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第1条第15項)。監査報告書の再提出がない事例は、ほとんどが誤記若しくは注記のみの訂正である。また、税引前当期純利益の修正があった1社の5期間の税引前当期純利益の変動割合は0.0%~1.9%(絶対値)であった。

6. 訂正報告書の提出原因が不正か否か

不正(注)	67部:8%(20社:4%)	1社当たり3.35部
不正以外(注)	736部:92%(431社:96%)	1社当たり1.71部
計	803部:100%(451社:100%)	1社当たり1.78部

(注) 経理の状況の訂正が主原因の場合において、不適切な会計処理によるものか否かを会社が明示していないものが見受けられた。これについては、当該訂正の原因が不正によるものか誤謬によるものかについて、開示資料からも判断することができなかった。

そこで本調査においては、会社が第三者委員会報告書の報告結果等で会計不正や横領等の事実を公表している場合を「不正」とし、それ以外の場合については「不正以外」として集計している。

「不正」が訂正の原因である場合のほうが、「不正以外」の場合に比べ、1社当たりの提出部数が多くなっている。これは、「不正」のほうが長期間に渡って行われる傾向があることにより、結果として過年度に遡り複数期の訂正報告書を提出する会社が多いためであると考えられる。

また、不正が原因で提出された訂正報告書では、全て監査報告書が再提出されていた。

7. 訂正内部統制報告書の提出の有無、不正との関係

内部統制報告書を提出した後に、内部統制に開示すべき重要な不備が存在することが判明した場合には、訂正内部統制報告書を提出することとなり、その際には、財務諸表の大幅な訂正が生じる場合が多いと考えられる。また、大幅な訂正が生じる場合は、不正に起因している場合が多いと考えられる。

そこで、本章では、訂正内部統制報告書の提出と不正との関連性を分析することとした。

なお、訂正内部統制報告書に関する監査証明の提出は求められていない（内部統制府令ガイドライン平成23年3月 金融庁総務企画局）。

監査報告書の再提出が行われている有価証券報告書の訂正報告書119部（43社）のうち、訂正内部統制報告書の提出の有無、経理の状況の訂正が「不正」若しくは「不正以外」によるものかの区分で分類した結果は、以下のとおりである。なお、非上場の1社（1部）は下記集計から除いている。

	訂正内部統制報告書の提出あり	訂正内部統制報告書の提出なし	訂正内部統制報告書の提出がある期とな い期がある	計
不正	53部:79% (16社:80%) (1)※	12部:18% (3社:15%) (2)※	2部:3% (1社:5%) (3)※	67部:100% (20社:100%)
不正以外	16部:31% (6社:26%) (4)※	31部:62% (15社:70%) (5)※	4部:8% (1社:4%) (6)※	51部:100% (22社:100%)
計	69部:58% (22社:52%)	43部:37% (18社:43%)	6部:5% (2社:5%)	118部 100% (42社:100%)

※ 表の中の括弧付きの番号は、以下に記述する分析項目に紐付けするためのものである。

次に、訂正内部統制報告書を提出している場合と提出していない場合の訂正理由及び税引前当期純利益の変動割合との関係について分析した。なお、税引前当期純利益の変動割合は、訂正前後ともに利益を計上している場合のものである。訂正により、利益から損失、損失から利益に変わった場合や、当期純損失が増減した場合は、「その他」として別途状況を記載した。

なお、税引前当期純利益の変動割合を連結・単体ともに訂正している場合は、連結の変動割合を掲載している。

(1) 不正が原因であり、訂正内部統制報告書の提出がある会社（16社、53部）

ID	訂正 期数	訂正理由	税引前当期純利益の 変動割合（絶対値）
有価証券報告書提出会社本体における不正によるもの（9社）			
1	4	売上の繰延・水増し、下請け業者との不正取引、原価の付替え （不正な財務報告）	2.0%～8.2%
2	2	工事原価の繰延、工事売上高の前倒し（不正な財務報告）	0.3%～1.3%
3	4	売上高の繰延・水増し、下請業者との不正取引、原価の付替え （不正な財務報告）	0.2%～8.5%（3期） 他、損失縮小1期
4	3	役員への便宜（資産の流用）	0.8%（1期） 他に損失拡大1期、 損失縮小1期
5	5	架空売上及び架空仕入（循環取引、不正な財務報告）	なし（経常利益までの 段階利益の訂正あり）
6	5	従業員による循環取引（不正な財務報告）	1.0%～6.8%
7	2	取引先出向者による架空仕入（不正な財務報告）	損失縮小2期
8	3	従業員による着服（資産の流用）	0.4%～5.0%
9	4	損失の先送り、売上の過大計上等多岐にわたる（不正な財務報告）	0.8%～57.8%
以下、子会社における不正によるもの（7社）			
10	4	子会社の経費水増しによる補助金過大受領（不正な財務報告）	8.1%～63.2%（3期） 他、損失拡大1期
11	1	子会社での売上原価繰延（不正な財務報告）	損失拡大
12	5	子会社での資産過大計上、負債過少計上（不正な財務報告）	0.2%～9.9%
13	2	子会社従業員による仕入先の請求書偽造による着服、着服隠蔽 のための架空売上計上（資産の流用）	7.9%～35.7%
14	2	子会社従業員による仕入先の請求書偽造による着服、着服隠蔽 のための架空売上計上（資産の流用）	21.4%（1期） 他に利益から損失1 期
15	1	子会社売上高の過大計上（不正な財務報告）	損失拡大
16	5	子会社における役員による横領（資産の流用）	なし（経常利益までの 段階利益の訂正あり）

16社中、不正な財務報告によるものは11社、資産の流用によるものは5社であった。また不正な財務報告によるもの11社では、全て内部統制報告制度における主要3勘定（売上高、売掛金、棚卸資産）が関係していた。

次に、上記事例について、「開示すべき重要な不備」の金額的重要性の判断指針の一つとされている(連結) 税引前当期純利益の5%以上か否かを分析した。

不正な財務報告 (税引前当期純利益の変動割合5%以上の期あり)	10社
不正な財務報告 (いずれの期も税引前当期純利益の変動割合5%未満)	1社
資産の流用 (税引前当期純利益の変動割合5%以上の期あり)	1社
資産の流用 (いずれの期も税引前当期純利益の変動割合5%未満)	4社
計	16社

このように、不正な財務報告11社中10社が、税引前当期純利益の変動割合5%以上の期が含まれていた。

(2) 不正が原因であり、訂正内部統制報告書の提出がない会社 (3社、12部)

ID	訂正期数	訂正理由	税引前当期純利益の変動割合 (絶対値)
17	3	子会社における売上高・売掛金の過大計上、売上原価・販売費一般管理費の繰延 (不正な財務報告)	0.7%~12.8%
18	5	子会社役員の着服 (資産の流用)	0.7%~1.4%
19	4	子会社役員による在庫水増し (不正な財務報告)	なし~2.2%

内訳は、子会社における不正な財務報告2社、資産の流用1社である。

(3) 不正が原因であり、訂正内部統制報告書の提出がある期とない期がある会社 (1社、2部)

ID	訂正期数	訂正理由	税引前当期純利益の変動割合 (絶対値)
20	2	子会社による経費の繰延 (2期うち前の期の訂正内部統制報告書の提出がない。前の期は不正が原因ではない誤謬であると説明している。)	5.6%~6.6%

内訳は、子会社における不正な財務報告1社である。

(4) 不正以外が原因であり、訂正内部統制報告書の提出がある会社 (6社、16部)

ID	訂正期数	訂正理由	税引前当期純利益の変動割合 (絶対値)
21	2	子会社における工事進行基準による売上高の計算誤り	2.5%~3.4%
22	1	繰延税金負債の取崩額計算の誤り	なし (税金費用の訂正)
23	5	連結子会社が保有する貸付金に対する未収利息と貸倒引当金の計算誤り	18.1%~26.3% (2期) 他に損失縮小2期、訂

			正なし1期(比較情報のみの訂正)
24	1	企業結合会計の適用誤り(自己株式処分益の会計処理誤り)	8.8%
25	2	金融商品会計基準の適用誤り(金利スワップの特例要件を満たしていなかった)	1.1%~4.6%
26	5	情報管理システムの不具合により棚卸差異が累積	1.2%~2.9%

6社中5社が主要3勘定以外の決算財務報告プロセスに関連する項目が訂正理由となっている。

また、6社中4社が税引前当期純利益の変動割合が5%以内だが、訂正内部統制報告書を提出している。

(5) 不正以外が原因であり、訂正内部統制報告書の提出がない会社(15社、31部)

ID	期数	訂正理由	税引前当期純利益の変動割合(絶対値)
27	4	売上高の期間帰属誤り	なし~2.5%
28	1	金融商品会計基準の適用誤り(単体のみの訂正)	損失拡大
29	1	退職給付債務の計算誤り(計算委託会社の計算誤り)	13.9%
30	1	損益取引から資本取引への訂正(単体のみの訂正)	55.4%
31	3	損益取引から資本取引への訂正(会計監査人の判断変更、単体のみの訂正)	15.2%~75.3%
32	1	持分変動損益の計算誤り(利益増加)	16.2%
33	3	税務調査による処理誤りの訂正	13.4%(1期) 他に損失縮小1期、損失拡大1期
34	5	税務調査による処理誤りの訂正	利益から損失1期、損失縮小4期
35	5	法人税の更正通知受領に伴う訂正	なし(税金費用の訂正)
36	1	課税所得の計算誤りによる繰延税金資産の計算誤り	なし(税金費用の訂正)
37	1	過年度における海外子会社ののれんに関する税効果会計の計算誤り。IFRS移行日に遡って修正	なし(税金費用の訂正)
38	1	税効果会計の計算誤り	なし(税金費用の訂正)
39	1	継続企業の前提の文言誤り	注記のみの訂正
40	1	後発事象の文言訂正	注記のみの訂正
41	2	関連当事者取引の一部記載漏れ	注記のみの訂正

上記 15 社について、内訳を分類した。

売上高の期間帰属誤り	1 社
計算委託会社が算定した退職給付債務の計算誤り	1 社
持分変動損益の計算誤り	1 社
税務調査による検出事項が原因となった訂正	3 社
単体のみの訂正（連結の訂正なし）	3 社
税効果会計の計算誤り	3 社
注記のみの訂正	3 社
計	15 社

(6) 不正以外が原因であり、訂正内部統制報告書の提出がある期とない期がある会社（1 社、4 部）

ID	訂正 期数	訂正理由	税引前当期純利益の 変動割合（絶対値）
42	4	買掛金を算定するシステムの設定及び人為的なミスの積み重ね、及び開示対象期間前の投資有価証券の評価計算誤り（訂正された 4 期間のうち、買掛金の訂正に関連しない一番古い期のみ訂正内部統制報告書が提出されていない）	0.0%～31.0%（2 期） 他に利益から損失 1 期、損失拡大 1 期

8. 経理の状況以外の訂正が原因の場合の訂正部数

表紙から「第 4 【提出会社の状況】」まで	288 部:73% (206 社:69%)
添付書類に関する誤り	62 部:15% (58 社:19%)
監査報告書の文言誤り	18 部:5% (17 社:6%)
上記以外	27 部:7% (16 社:6%)
計	395 部:100%(297 社:100%)

(注) 一つの訂正報告書で複数の要因がある場合があるため、計が「経理の状況以外の訂正が原因」の 390 部を超えている。また、1 社で複数箇所の訂正がある会社があるため、各項目の社数の計は 287 を超えている。

表紙から「第 4 【提出会社の状況】」までの主な訂正箇所

主要な経営指標の誤記（財務諸表数値との不一致等）
コーポレート・ガバナンスの状況
役員の状況の誤記（生年月日、経歴の記載誤り等）
関係会社の状況
財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況

いずれも、誤記・誤植レベルのものであった。

添付書類に関する誤りは、添付書類自体の誤記載もあるが、主なものは添付書類として定められている招集通知やインターネット開示事項、修正後の定款などの未添付が主なものである。

監査報告書の記載誤りは、監査人の発行した原本自体が誤っているか、若しくは原本は正しいもののEDINETで開示した監査報告書が原本と異なるかのいずれかであると考えられる。

9. 経理の状況の訂正箇所傾向

次に、経理の状況以降についてはどのような箇所に訂正が行われているだろうか。(1)財務諸表本表に対する訂正、(2)注記に対する訂正について分けて検討する。

(1) 財務諸表本表に対する訂正

平成27年9月1日～平成28年8月31日の1年間の訂正報告書のうち、経理の状況の訂正とともに監査報告書の再提出があった119部のうち、主要な勘定科目の訂正について、当委員会が集計した件数を記した。

ここでは、財務諸表本表に対する訂正、特に貸借対照表、損益計算書では主にどの勘定科目が訂正されているのかを分析する。なお、他の勘定科目の修正に起因して修正が行われる税金関連の勘定科目（繰延税金資産、未払法人税等、法人税等、法人税調整額）及び利益剰余金は除外して検討する。

貸借対照表の訂正箇所上位5科目

順位	勘定科目	部数
1位	棚卸資産	50部
2位	貸倒引当金	41部
3位	売上債権	36部
4位	仕入債務	30部
5位	投資有価証券／関係会社株式	9部

まず、貸借対照表では、商品、製品、仕掛品（未成工事支出金）、貯蔵品及び販売用不動産も含めた「棚卸資産」が最も多く訂正されている。次に、「貸倒引当金」が続き、受取手形、売掛金及び完成工事未収入金を含む「売上債権」が3位となっている。4位で初めて負債として「仕入債務」が登場することからも、訂正は資産側に集中する傾向がみてとれる。負債側では「仕入債務」が比較的多いものの、資産側に比べて全体的に訂正件数は多くない。

損益計算書の訂正箇所上位5科目

順位	勘定科目	部数
1位	売上原価	60部
2位	売上高	44部
3位	販売費及び一般管理費	38部
4位	貸倒引当金繰入額	16部

5位	持分法による投資利益	7部
----	------------	----

損益計算書では、完成工事原価も含んだ「売上原価」が最も多く訂正されており、完成工事高も含む「売上高」、「販売費及び一般管理費」が次に続いている。4位の貸倒引当金繰入額は上記「貸倒引当金」の訂正数と乖離しているが、主な要因は営業債権に係る貸倒引当金繰入額が販売費及び一般管理費に含まれて訂正されているものと考えられる。

続いて個々の勘定科目について訂正事由の分析を行う。分析は貸借対照表の勘定科目に対して行う。

「棚卸資産」に対する訂正

事由	部数
不正	39部(78%)
不正以外	11部(22%)
計	50部(100%)

まず、訂正件数の最も多い「棚卸資産」については、不正に起因して訂正がなされているものが78%と多くを占めている。不正の内容については、訂正報告書提出会社の子会社において直接的に在庫を水増ししていた、または過大計上を行っていたために、複数年度にわたって有価証券報告書を訂正している事例が複数社あった。

不正以外の訂正事由としては、実地棚卸の際に帳簿残高と実地棚卸残高との間に差異があったことについて原因を追究した結果、過去複数年度にまたがる誤謬があったことが発覚し、過去5年分について有価証券報告書の訂正がなされたという事例が同じく複数存在した。その他、「売上高」の計上時期の誤りを訂正したことに伴って、「棚卸資産」も訂正された事例があった。

「貸倒引当金」に対する訂正

事由	部数
不正	38部(93%)
不正以外	3部(7%)
計	41部(100%)

「貸倒引当金」については、今回の調査範囲においては不正が93%を占めていた。「売上債権」の変動の結果として「貸倒引当金」にも影響が生じた事例や、関連当事者との間で債権回収ができない取引が行われていた事例、訂正報告書提出会社の子会社元役員の着服が発覚したため、当該元役員に対しての債権を計上すると同時に全額「貸倒引当金」を計上した事例などがあった。

「売上債権」に対する訂正

事由	部数
----	----

不正	33 部(92%)
不正以外	3 部(8%)
計	36 部(100%)

「売上債権」については、今回の調査範囲においては、ほぼ「売上高」に対する不正に伴って生じているものであった。訂正報告書提出会社の役員からの業務指示による不適切な会計処理、子会社や孫会社の従業員による着服を意図した売上の過大計上、利益目標達成のための未完成工事の売上の前倒計上、恣意的な完成工事高の繰延計上及び先行計上など様々な事例が存在した。特に、工事関連については、「売上高（完成工事高）」の操作だけではなく、「売上原価（完成工事原価）」の付替えも合わせて行われている事例が多く見られた。

不正以外の訂正事由としては、「売上高」の計上時期の誤りを訂正したことに伴って、「売上債権」も訂正された事例があった。

「仕入債務」に対する訂正

事由	部数
不正	22 部(73%)
不正以外	8 部(27%)
計	30 部(100%)

「仕入債務」の訂正理由は不正に起因して訂正がなされているものが73%と多くを占めた。不正の内容としては架空取引による不適切な仕入計上の事例、工事案件での売上原価の繰延に伴って生じた事例などがあった。

不正以外の理由としては、システムの不具合等により発生した「仕入債務」金額の誤りなどの事例があった。

「投資有価証券」に対する訂正

事由	部数
不正	0 部(0%)
不正以外	9 部(100%)
計	9 部(100%)

「投資有価証券」については、当委員会の調査範囲においては、不正以外に起因して訂正がなされているものが全てであった。「投資有価証券」の評価額の算定方法に誤りがあった事例、訂正報告書提出会社の持分法適用会社において有価証券報告書等の訂正がなされたことに伴い当該会社でも「投資有価証券」に訂正が必要になった事例などが見られた。

「売上高」に対する訂正

事由	部数
不正	40 部(91%)
不正以外	4 部(9%)
計	44 部(100%)

「売上原価」に対する訂正

事由	部数
不正	44 部(73%)
不正以外	16 部(27%)
計	60 部(100%)

「販売費及び一般管理費」に対する訂正

事由	部数
不正	29 部(76%)
不正以外	9 部(24%)
計	38 部(100%)

損益計算書については、多くが上記貸借対照表の事例と紐づいている。上記であがらなかったものとしては、「売上原価（完成工事原価）」と「販売費及び一般管理費」について、不正に伴って判明した両者の入り繰りを訂正した事例などがあつた。

これら財務諸表本表に対する訂正件数を見るに、「売上高」及び「売上債権」の訂正件数が多いであろうことは当委員会の想定のとおりであつた。監査基準委員会報告書 240「財務諸表監査における不正」において、収益認識には不正リスクが推定されており、その考え方にも整合する動きであつた。一方、「売上原価」及び「棚卸資産」についても相当数の訂正が行われており、昨今の不正事例でもある原価の操作というものの一つの表れとも考えられる。

その他、株主資本変動計算書やキャッシュ・フロー計算書に対しても訂正がなされているが、上記貸借対照表、損益計算書の訂正に伴って発生するものがほとんどであり、ここでは両書類に限定した詳細な検討は実施しない。

(2) 注記に対する訂正

金融庁と関東財務局が連携して実施する「有価証券報告書レビュー」の重点テーマに掲げられた分野については、多くの訂正がなされているものと推測される。注記については、財務諸表本表の訂正に合わせて関連する全ての注記について訂正がなされるため、訂正は多岐に及ぶ。ここでは、注記に限定した訂正内容を把握するために、平成 27 年 9 月 1 日～平成 28 年 8 月 31 日の 1 年間の訂正報告書のうち、

財務諸表本表に訂正は無く、注記のみに訂正が行われていた 259 部について分析を行った。

注記に対する訂正

注記の種類	部数
関連当事者情報	69 部 (23%)
セグメント情報	52 部 (17%)
退職給付関係	51 部 (17%)
税効果会計関係	19 部 (6%)
金融商品関係	17 部 (6%)
リース取引関係	15 部 (5%)
その他	81 部 (27%)
計	304 部 (100%)

注記の訂正については、主なものをあげると上表のようになる。今回の調査範囲において特に件数が多いのは「関連当事者情報」、「セグメント情報」、「退職給付関係」であった。その後「税効果会計関係」、「金融商品関係」、「リース取引関係」と続き、全体で 304 箇所 of 訂正があった。なお、一つの訂正報告書に複数個所の注記の訂正を含むものがあるため、訂正報告書の部数と注記の訂正箇所の数値は一致しない。

注記のみに訂正がなされている場合に特徴的なことは、全てが不正以外に起因して訂正がなされていることである。つまり、不正に起因した訂正報告書で、注記のみが訂正された事例は、今回の調査範囲の中では存在しなかった。不正に起因した訂正報告書は、調査範囲で見ると限り財務諸表本表の訂正を伴うものがすべてであるといえる。

「関連当事者情報」に対する訂正

事由	部数
不正	0 部 (0%)
不正以外	69 部 (100%)
計	69 部 (100%)

まず、「関連当事者情報」については、注記のみに訂正が行われた場合に限定すると、不正以外に起因して訂正がなされているもののみであった。訂正内容としては、関連当事者自体が網羅的に記載されていなかったケースや関連当事者は網羅的に記載されていたが取引が網羅的に記載されていなかったケースなどがあった。

「セグメント情報」に対する訂正

事由	部数
不正	0 部 (0%)

不正以外	52 部(100%)
計	52 部(100%)

「セグメント情報」についても、同様に不正等に起因して財務諸表本表の訂正がなされた結果として、注記にも訂正がなされる場合が多いが、こと注記のみに訂正が行われた場合に限定すると、上述のとおり不正以外に起因して訂正がなされているもののみであった。文言の訂正・追加、「地域ごとの情報」の金額内訳の訂正など単純な訂正が大半を占めた。今回の調査範囲では、特に「地域ごとの情報」の修正が多く、海外子会社からの情報が得にくい状況、海外子会社へのガバナンスが行きわたっていない状況の存在が推測される。「セグメント情報」は平成 27 年 3 月期の重点テーマであり、これが訂正数に表れているものとする。

「退職給付関係」に対する訂正

事由	部数
不正	0 部(0%)
不正以外	51 部(100%)
計	51 部(100%)

「退職給付関係」については、退職給付費用の内訳項目での金額訂正、貸借対照表上の資産負債金額と退職給付債務金額との調整表での記載金額の訂正、年金資産の内訳の割合の訂正など、注記のみの訂正で本表における退職給付費用、退職給付引当金等には影響しない訂正が多かった。そのほか、金額単位の訂正、決算期の訂正など単純な訂正もあった。退職給付関係は平成 24 年の改正以降開示内容が拡充されており、また、「セグメント情報」同様、平成 27 年 3 月期の有価証券報告書レビューの重点テーマとしても挙げられている。それらの影響が訂正数に表れているものと考えられる。

「税効果会計関係」では、繰延税金資産等の発生原因別内訳や税率差異の内訳など内訳情報の記載漏れが目立った。「リース取引関係」では、解約不能なオペレーティング・リース取引の注記において、注記自体が漏れている例、金額が誤っている例がほとんどであった。「金融商品関係」では、投資有価証券の金額誤りや長期借入金の時価の誤りなど様々な訂正があった。

10. その他の箇所の訂正

最後に、その他の箇所での訂正について述べたいと思う。(1)監査報告書の訂正、(2)その他の訂正に分けて検討する。

(1) 監査報告書の訂正

事由	部数
経理の状況等の訂正に伴うもの	30 部(62%)

監査報告書自体に起因するもの	18 部(38%)
計	48 部(100%)

監査報告書自体に起因する訂正

No.	訂正に至った理由
1	内部統制報告書を監査人が作成するかのような記載となっていたため
2	「監査人の責任」の箇所に経営者の責任を記載していたため
3	文字の重複の訂正のため
4	「強調事項」の箇所で、意見への影響がない旨の記載が漏れていたため
5	「有限責任監査法人」と書くべきところ、「有限会社」と記載していたため
6	監査報告書原本と提出された監査報告書とで記載が異なったため
7	監査報告書の日付が誤っていたため
8	連結財務諸表への意見であるのに、個別財務諸表への意見とされていたため
9	内部統制報告書について、「重要な不備がある」と記載したが、「有効である」が正しいため
10	業務執行社員の氏名が誤っていたため
11	比較情報について前任監査人が監査している旨が漏れていたため
12	記載すべき「強調事項」(後発事象)の記載が漏れていたため

監査報告書に対する訂正は、経理の状況などの訂正に伴って、訂正の事実を「その他の事項」などとして監査報告書に追加で記載しているケース、訂正した内容が重要な事象である場合に「強調事項」として記載しているケースがあった。今回の調査範囲では監査報告書への訂正があった 48 部のうち、上記が 30 部を占めていた。その他、監査報告書自体に起因して訂正報告書が提出されているものとしては上記のような様々な事例があった。監査報告書は監査人としての成果物である唯一の書類であり、我々はより一層の意識を持って記載内容を検討すべきである。日本公認会計士協会からは、自主規制・業務本部 平成 26 年審理通達第 2 号として「EDINET で提出する監査報告書及び財務諸表に関する監査上の留意点」が公表されている。この通達は平成 25 年 9 月 17 日から新 EDINET の運用が開始されたことに伴い、EDINET で提出する監査報告書及び財務諸表等に関する監査上の留意点について取りまとめたものである。是非ご一読いただきたい。

(2) その他の訂正

No.	その他の訂正内容
1	書類の添付漏れ
2	添付書類の誤り

No.	添付漏れのあった書類
1	定款

2	株主総会の招集通知
3	株主総会の決議通知
4	株主総会のインターネット開示事項

その他の訂正内容としては、書類の添付漏れが数多く存在した。添付が漏れている書類としては、「定款」、株主総会の「招集通知」、「決議通知」、「インターネット開示事項」がほとんどであった。

第3章 不正会計事例における訂正報告書の傾向分析

1. 不正会計事例における訂正報告書の傾向の概要

第2章で本調査における訂正報告書のうち不正が原因であったものについて分析を実施しているが、本章では、不正会計の背景や特徴等を浮き彫りにするため、調査期間の不正会計事例における訂正報告書の傾向を定性的に分析した。なお、本章で分析する20社は、「第2章 6. 訂正報告書の提出原因が不正か否か」で不正が原因で訂正報告書を提出したと集計した20社と同じであるが、分析の視点を変え、IDを振り直している。

以下は本章における調査期間内の訂正報告書の概要と提出原因のまとめである。

ID	訂正 期数	不正のタイプ	不正概要 (調査報告書より)	訂正報告書に記載の原因	主要な収益認識に関連する か否か
1	5	資産の流用	子会社役員の着服	役員による横領	その他
2	5	不正な財務報告	架空売上及び架空仕入 (循環取引)	架空取引	主要な収益認識 に関連
3	4	不正な財務報告	子会社の経費水増しによる 補助金過大受領	子会社不正	その他
4	4	資産の流用	従業員による着服	社内調査報告を受けて	その他
5	3	不正な財務報告/資産 の流用	役員への便宜	役員による横領	その他
6	4	不正な財務報告	売上高の繰り延べ、下請 け業者との不正、原価の 付け替え、売上の水増し	売上前倒計上、架空売上 等	主要な収益認識 に関連
7	1	不正な財務報告	子会社の売上高の過大計 上/上場廃止基準を見据 えて	子会社の不適切会計	主要な収益認識 に関連
8	5	不正な財務報告	子会社での資産過大計 上、負債の過少計上	子会社での資産過大計 上、負債の過少計上	その他
9	2	資産の流用	従業員による子会社仕入 先の請求書偽造による着 服、着服隠蔽のための架 空売上計上	子会社従業員による横領	主要な収益認識 に関連
10	4	不正な財務報告	子会社の在庫の水増し	子会社役員による在庫水 増し	その他
11	2	不正な財務報告	子会社における経費の先 送り	特別調査委員会の報告を 受けて	その他

ID	訂正 期数	不正のタイプ	不正概要 (調査報告書より)	訂正報告書に記載の原因	主要な収益認識に 関連する か否か
12	5	資産の流用	子会社役員による横領	子会社役員による横領	その他
13	4	不正な財務報告	売上高の繰り延べ、下請け業者との不正、原価の付け替え、売上の水増し	売上高の繰延及び下請け業者との不正取引等	主要な収益認識に 関連
14	2	不正な財務報告	工事原価の先送り、工事売上の前倒し	工事原価の繰延	主要な収益認識に 関連
15	2	不正な財務報告	取引先からの出向者による架空仕入れ	架空仕入	その他
16	5	不正な財務報告	従業員による循環取引	従業員による循環取引	主要な収益認識に 関連
17	2	資産の流用	従業員による子会社仕入先の請求書偽造による着服、着服隠蔽のための架空売上計上	子会社従業員による横領	主要な収益認識に 関連
18	4	不正な財務報告	損失の先送り、売上の過大計上等多岐にわたる	第三者委員会の報告を受けて	主要な収益認識に 関連
19	3	不正な財務報告	子会社の売上高の過大計上	子会社による不正	主要な収益認識に 関連
20	1	不正な財務報告	子会社の売上原価繰り延べ	子会社での費用繰延	その他

計 20 社の不正を理由とする訂正のうち、子会社不正によるものは 11 社（55%）を占めている。会社の規模、複雑性及び所有形態はさまざまであるが、不正リスク要因のうち、子会社に起因する機会リスクが顕在化したと考えることができる。

また、売上高や営業収益といった主要な収益認識に関連する訂正報告書の提出社数は 10 社と全体の 50%を占めており、依然として主要な収益認識が不正の主たる要因であることが読み取れる。

なお、単年度のみ訂正報告書の提出は 2 社（10%）のみであり、不正は長期にわたって行われている、あるいは長期未発覚の傾向があることに留意する必要がある。

以下において、不正が発覚した会社における調査と訂正報告書の関係、不正が発覚したきっかけ、最初のリリースから訂正報告書までの日数などにおいて詳細に分析する。

2. 不正が発覚した会社における調査と訂正報告書

(1) 調査報告書の利用についての考察<総論>

会社は不正をはじめとする不祥事が生じた場合、社会的信頼を回復するため、通常、内部調査委員会又は第三者委員会（両者をまとめて、以下「調査委員会」という。）を設置し、詳細な調査を実施する。我々公認会計士は、訂正後の財務諸表の監査に当たり、調査委員会から会社に提出される調査報告書を利用することがある。監査・保証実務委員会研究報告第 25 号「不適切な会計処理が発覚した場合の監査人の留意事項」（以下「研究報告第 25 号」という。）に、当該「調査報告書」等の利用において考慮すべき事項として以下のとおり列挙されている。

- ・調査委員会メンバーの能力
- ・調査委員会の経営者からの独立性（業務の客観性）
- ・調査委員会が行った調査の範囲、実施した手続、調査結果、結論及びその根拠
- ・調査報告書の作成又は公表時期
- ・第三者委員会の場合、第三者委員会ガイドライン¹に準拠して設置されているか

また、研究報告第 28 号においても、調査委員会の利用の可否及び利用する場合の、それぞれの調査委員会の調査及び監査への影響並びに調査委員会とのコミュニケーションに当たっての留意事項が紹介されている。

以上を参考として、本調査においては、調査対象期間において不正を理由として訂正報告書を提出した 20 社について、委員会等、調査報告書、訂正報告書及び監査の関連性について分析を実施した。

まず、本調査における調査主体は以下のとおりであった。

調査主体（注 1）	不正のタイプ		計
	不正な財務報告	資産の流用	
第三者委員会（注 2）	6 社 (40%)	2 社 (33%)	7 社 (35%)
内部調査委員会	9 社 (60%)	2 社 (33%)	11 社 (55%)
その他（注 3）	0 社 (0%)	2 社 (33%)	2 社 (10%)
計	15 社 (100%)	6 社 (100%)	20 社 (100%)

（注 1）内部調査委員会による調査を実施してから第三者委員会による調査を実施した企業については、第三者委員会による調査として集計し、内部調査委員会による調査に含めていない。

（注 2）20 社のうち 1 社については、不正な財務報告であるか資産の流用であるか明確な区分が困難であったため、いずれにも含めて集計している。

（注 3）その他 2 社については、調査委員会を設置せず、顧問税理士及び公認会計士に調査を依頼している。

(2) 調査委員会メンバーの能力について

¹日本弁護士連合会「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」（平成 22 年 12 月 17 日）

第三者委員会ガイドラインでは、弁護士以外の調査を担当する専門家について、「第三者委員会は、事案の性質により、公認会計士、税理士、デジタル調査の専門家等の各種専門家を選任できる。」としており、第三者委員会を設置した7社については、すべてのケースにおいて、公認会計士がメンバーに含まれていた。なお、デジタル調査の専門家によるフォレンジック調査が3社で行われている。

また、内部調査委員会を設置した11社のうち、5社において調査委員に公認会計士が含まれていた。このうち、1社において、調理師免許を持った公認会計士が飲食業界に位置する企業の外部専門家として委員として調査を担っていた。調査委員に公認会計士が含まれなかった6社のうち、2社においては、補助者として公認会計士を起用していた。なお、内部調査委員会の補助者にデジタル調査の専門家を含めてフォレンジック調査を実施しているケースが1社あった。

(3) 調査委員会の経営者からの独立性（業務の客観性）について

第三者委員会、その名のとおり、第三者により構成されることから、通常、会社とは独立したメンバーにより調査が実施される。第三者委員会を設置した7社のうち、1社については、構成メンバーに顧問弁護士が含まれていた。この点、第三者委員会ガイドラインでは『顧問弁護士は、「利害関係を有する者」に該当する。』とされている。このように、第三者委員会の名称をもってしても、客観性を毀損する要因があるケースもあり、訂正後の財務諸表の監査において調査報告書を利用する場合には、留意が必要である。

一方、内部調査委員会を設置した11社のうち、社内メンバーのみで構成されたケースは3社のみであり、8社については外部専門家を委員に選任している。内部調査委員会は、通常、会社に属するメンバーが中心であり、会社に対しての独立性を担保することは困難であるが、委員に外部専門家を含めることにより、客観性が高まれば、調査報告書の利用に当たって有益となると考えられる。

(4) 調査委員会が行った調査の範囲、実施した手続、調査結果、結論及びその根拠について

当該考慮事項については、各調査報告書の詳細な調査が必要であり、分析の対象から割愛する。なお、調査の範囲が監査人に及ぶケースは3社あり、そのうち、監査の十分性に触れる記載が2社あった。

(5) 調査報告書の作成又は公表時期について

研究報告第25号では、調査報告書の利用に当たって、「被監査会社が、第三者委員会や内部調査委員会を設置している場合には、調査報告書（調査報告書の事前閲覧が可能な場合には当該報告書、事前閲覧が不可の場合には公表後の調査報告書をいう。）の内容の信頼性を検討し、調査報告書の利用の可否及びその程度を決定する。」とあり、調査報告書の評価を適切に実施することが求められている。そのため、調査報告書を事前閲覧できない場合は、調査報告書の利用に当たって、追加的な監査時間を要することが推察される。

また、「内部調査委員会又は第三者委員会の調査報告書が入手可能な場合には、その調査報告書の記述内容が監査人として入手している情報等と異なることがないかどうかについても検討することが適当」とあり、原則として、訂正後の財務諸表に係る監査に当たって、調査報告書の内容を確認する必要があると考えられる。

以上を前提として、訂正報告書の提出日と調査報告書の提出日の関係を分析したところ、以下のとおりとなった。

調査報告書提出日から訂正報告書提出日までの日数	内部調査委員会	第三者委員会	その他	計
50日以上	－	2社	－	2社
21日以上50日未満	2社	1社	－	3社
11日以上20日以下	－	2社	－	2社
2日以上10日以下	4社	1社	－	5社
1日	2社	－	－	2社
同日	2社	1社	2社	5社
訂正報告書が先	1社	－	－	1社
計	11社	7社	2社	20社

平均は12.2日であった。なお、訂正報告書が調査報告書よりも先に提出されているケースについては、訂正報告書提出の2日前に、調査の中間報告書が提出されていた。

調査報告書と訂正報告書が同日に提出されるケースでは、調査報告書の事前閲覧ないし詳細な情報交換が行われていることが推察される。

(6) 第三者委員会の場合、第三者委員会ガイドラインに準拠して委員会が設置されているかについて

第三者委員会の調査報告書を分析したところ、前述のように、委員の中に顧問弁護士が含まれる場合があり、必ずしも、第三者委員会ガイドラインに準拠しているとは限らない。実際に、調査報告書には、「第三者委員会ガイドラインの全ての点において準拠するものではない」等一部不準拠の記載が含まれるものが7社中4社であった。

(7) 調査委員会における調査と訂正後の財務諸表監査に関する総括

調査委員会の調査結果を利用するに当たって、内部調査委員会であれば監査基準委員会報告書610「内部監査の利用」を、第三者委員会であれば同500「監査証拠」第7項を参考にすることとなるが、いずれも「客観性」と「能力」の評価が重要なポイントとなると考えられる。

また、訂正後の財務諸表の監査は、時間的制約があり、いかに効率的な監査を実施するかが監査人の課題でもある。研究報告第28号にあるとおり、調査委員会と適時コミュニケーションを実施し、監査意見を形成していくことが考えられる。

3. 不正が発覚したきっかけ

不正が発覚したきっかけは以下のとおりである。(いずれも調査報告書からの考察)

ID	不正のタイプ	不正概要(調査報告書より)	発覚のきっかけ	外部か 内部か (※)
1	資産の流用	子会社役員の着服	内部管理体制強化の過程	内部
2	不正な財務報告	架空売上及び架空仕入(循環取引)	決算作業の過程	内部
3	不正な財務報告	子会社の経費水増しによる補助金 過大受領	不正の疑義を識別したことに 起因する社内調査	内部
4	資産の流用	従業員による着服	監査法人の指摘	外部
5	不正な財務報告/ 資産の流用	役員への便宜	監査法人の指摘	外部
6	不正な財務報告	売上高の繰り延べ、下請け業者との 不正、原価の付け替え、売上の水増し	監査法人の指摘	外部
7	不正な財務報告	子会社の売上高の過大計上/上場廃 止基準を見据えて	外部からの指摘	外部
8	不正な財務報告	子会社での資産過大計上、負債の過 少計上	会社による分析	内部
9	資産の流用	従業員による子会社仕入先の請求 書偽造による着服、着服隠蔽のため の架空売上計上	不正の疑義を識別したことに 起因する社内調査	内部
10	不正な財務報告	子会社の在庫の水増し	子会社統合処理の過程	内部
11	不正な財務報告	子会社における経費の先送り	決算作業の過程	内部
12	資産の流用	子会社役員による横領	内部告発	内部
13	不正な財務報告	売上高の繰り延べ、下請け業者との 不正、原価の付け替え、売上の水増し	税務調査	外部
14	不正な財務報告	工事原価の先送り、工事売上の前倒 し	決算作業の過程	内部
15	不正な財務報告	取引先からの出向者による架空仕 入れ	月次処理の過程	内部
16	不正な財務報告	従業員による循環取引	不正の疑義を識別したことに 起因する社内調査	内部
17	資産の流用	従業員による子会社仕入先の請求 書偽造による着服、着服隠蔽のため の架空売上計上	不正の疑義を識別したことに 起因する社内調査	内部

ID	不正のタイプ	不正概要(調査報告書より)	発覚のきっかけ	外部か 内部か (※)
18	不正な財務報告	損失の先送り、売上の過大計上等多岐にわたる	内部告発	内部
19	不正な財務報告	子会社の売上高の過大計上	監査法人の指摘	外部
20	不正な財務報告	子会社の売上原価繰り延べ	会社による分析	内部

(※) 会社内部における分析、調査または内部告発により不正が発覚したものを「内部」、外部監査や税務調査等社外からの指摘により不正が発覚したものを「外部」として区分している。

上記20社の不正のうち、会社内部により発覚したのは14社となっており、全体の70%を占めている。一方、監査人による指摘により発覚したケースも4社あった。また、子会社における不正は11社あり、そのうち、9社は会社内部により発覚している。

子会社における不正が多い点については、地理的な原因あるいは子会社の相対的な重要性の低下により、監視機能が行き届かない現実が見受けられる。一方、会社内部により発覚するケースが多く、我が国において内部統制の推進に伴い、会社による自主的な分析、調査の実施や内部通報制度が整ってきているものと読み取れる。

4. 最初のリリースから訂正報告書の提出までの日数

以下は不正についての最初のリリースから訂正報告書の提出までの日数の概要である。

ID	訂正 期数	最初の IR から訂正 報告まで の日数	日数の分類	不正のタイプ	不正概要(調査報告書より)	主要な収益 認識に関連 するか否か
1	5	54	50 日以上 100 日未満	資産の流用	子会社役員の着服	その他
2	5	34	50 日未満	不正な財務報告	架空売上及び架空仕入(循環取引)	主要な収益 認識に関連
3	4	51	50 日以上 100 日未満	不正な財務報告	子会社の経費水増しによる補助 金過大受領	その他
4	4	39	50 日未満	資産の流用	従業員による着服	その他
5	3	69	50 日以上 100 日未満	不正な財務報告 /資産の流用	役員への便宜	その他
6	4	113	100 日超	不正な財務報告	売上高の繰り延べ、下請け業者と の不正、原価の付け替え、売上の 水増し	主要な収益 認識に関連

ID	訂正 期数	最初の IR から訂正 報告まで の日数	日数の分類	不正のタイプ	不正概要(調査報告書より)	主要な収益 認識に関連 するか否か
7	1	63	50 日以上 100 日未満	不正な財務報告	子会社の売上高の過大計上/上場 廃止基準を見据えて	主要な収益 認識に関連
8	5	63	50 日以上 100 日未満	不正な財務報告	子会社での資産過大計上、負債の 過少計上	その他
9	2	22	50 日未満	資産の流用	従業員による子会社仕入先の請 求書偽造による着服、着服隠蔽の ための架空売上計上	主要な収益 認識に関連
10	4	27	50 日未満	不正な財務報告	子会社の在庫の水増し	その他
11	2	34	50 日未満	不正な財務報告	子会社における経費の先送り	その他
12	5	52	50 日以上 100 日未満	資産の流用	役員による横領	その他
13	4	142	100 日超	不正な財務報告	売上高の繰り延べ、下請け業者と の不正、原価の付け替え、売上の 水増し	主要な収益 認識に関連
14	2	8	50 日未満	不正な財務報告	工事原価の先送り、工事売上の前 倒し	主要な収益 認識に関連
15	2	45	50 日未満	不正な財務報告	取引先からの出向者による架空 仕入れ	その他
16	5	89	50 日以上 100 日未満	不正な財務報告	従業員による循環取引	主要な収益 認識に関連
17	2	22	50 日未満	資産の流用	従業員による子会社仕入先の請 求書偽造による着服、着服隠蔽の ための架空売上計上	主要な収益 認識に関連
18	5	167	100 日超	不正な財務報告	損失の先送り、売上の過大計上等 多岐にわたる	主要な収益 認識に関連
19	3	38	50 日未満	不正な財務報告	子会社の売上高の過大計上	主要な収益 認識に関連
20	1	35	50 日未満	不正な財務報告	子会社の売上原価繰り延べ	その他

上記のとおり、最初のリリースから訂正報告書の提出までの日数（以下「訂正報告までの日数」という。）は平均 58 日であり、複数の会計年度にわたって訂正する場合、訂正報告までの日数が長くなる傾向がある。また、主要な収益認識に関連する不正の場合には、その他の不正の場合よりも、訂正報告ま

での日数が長くなる傾向がある。一方、訂正報告までの日数が50日未満であった会社は20社中10社であり、当該分析結果は、迅速な情報開示を要求されている現在において、迅速に対応されているとも読み取ることができる。

以上のように、不正会計事例における訂正報告書の傾向分析を行った結果、子会社による不正及び主要な収益認識に関連する不正が大きな割合を占めていた。監査の目的は不正発見を第一としていないものの、社会から監査機能に寄せられる不正発見への期待は高まっていると推察する。そのような中で、適時に不正が発覚していないケースは多く、金額的重要性が低い子会社等に対するリスク評価は十分であるかどうか、主要な収益認識に関する不正リスクの検討は十分であるかどうか、改めて考察が必要であると考えられる。また、企業に対しても、ガバナンス制度が整備されているにもかかわらず十分に機能せずに不正が発覚するような状況について、子会社等に対するガバナンスができていないかどうかの再考を促すよう指導し、また、再考に当たって、本調査のような不正事例の分析が潜在的な不正の発見の一助となれば幸いである。

第4章 関東財務局に対するインタビュー

1. 関東財務局に対するインタビューの目的

今年度の当委員会の研究テーマである「訂正報告書の事例分析」に沿い、提出先機関の一つである関東財務局にインタビューを実施した。被監査会社が提出する有価証券報告書が関東財務局によりどのようにチェックされているかを知り、訂正報告書の提出に当たっての留意事項を会員に周知することにより、訂正報告書の提出の削減に寄与したいと考えている。

2. 関東財務局へのインタビュー項目と回答

監査委員会より質問した項目と関東財務局理財部からの回答についてまとめた。

- (1) 有価証券報告書等の訂正に至る事例について、最近の傾向（特にこのような種類の訂正が多いなど）はあるでしょうか。

（回答）

過去は、訂正事象が生じたときにこれを特別損益に計上することが多く、段階損益が適切であるかどうか重要なポイントであった。最近はこのような事例は減少し、適切な表示（有価証券報告書の訂正報告書の提出）が増加した。ただし、監査人交代等で従前の開示に誤り等が発見されることもある。

訂正が多い開示項目等の分析は行っていないが、訂正箇所としては経理の状況（連結財務諸表）が多い。

形式的な面では定款の添付漏れがみられる。

- (2) 有価証券報告書等の訂正に関して、監査を担当する公認会計士・監査法人に対する要望はあるでしょうか。

（回答）

（訂正報告書についてではなく）まずは、監査概要書についてであるが、監査概要書の提出遅延、誤謬が多い。法定期限があるが、「到着日」と「消印日」とを誤解していることがある。また、関与した人数の内訳と合計が不一致など、整合していない部分がある。各監査法人内で精査されたうえで提出されるようお願いしたい。

関東財務局として、早めに論点と検討中である旨の連絡を被監査会社に促して欲しい。有価証券報告書や四半期報告書の提出期限に間に合わないような（不正等の）事案の端緒をつかんだら、早めに論点と検討中である旨の連絡が欲しい。当該連絡をもって企業や監査法人が不利益となることはなく、当局が事前に情報を把握しておき、提出期限延長など企業が申請を行った緊急時に適時に適切な延長可否等の判断を行えるよう準備したいためである。

- (3) 有価証券報告書等の訂正に関して、有価証券報告書等を提出する企業に対して要望はあるでしょうか。

(回答)

投資判断の材料に資するため、正確な開示に努めることが重要である。特に法令改正による記載内容の変更、その他重要な変更など、投資判断や公益に影響がある場合には必ず訂正報告書を自ら提出してほしい。「てにをは」程度であれば問題視はしないが、多数の投資者が閲覧することを考慮し自主的に訂正することが求められる。

訂正報告書の提出に抵抗がある企業は概ね経営者の意向が強く感じられる。この点、監査法人が経営者とディスカッションし、必要な対応を望む。

訂正すべきではないか、と問い合わせても企業側は金額的重要性がないと主張するケースがある。金額的重要性だけではなく質的重要性を勘案して判断する必要がある。監査法人にはニュートラルな立場で判断・助言することを望みたい。また、法令改正等の審査チェックでも記載漏れがあったりする。

- (4) 有価証券報告書等に対し貴局が訂正を求める場合、訂正対象となる誤謬等について重要性の判断(質的あるいは金額的な重要性の判断)を行うことがあるでしょうか。

(回答)

ケースバイケースで検討している。

企業は金額的重要性の主張が多く、質的重要性の検討が十分に行われているか疑問を感じる時がある。合理的な説明がない場合などは訂正報告書の提出を促すことがある。

- (5) 提出された訂正報告書を閲覧しますと、提出理由を「記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、」としている記載が多く見受けられます。この記載についてご見解があるでしょうか。また、訂正箇所の記載について訂正前と訂正後の両方を記載する場合と、特に訂正が広範にわたる場合などに訂正との記載のみを行っている場合があります。この点についてご見解があるでしょうか。

(回答)

訂正報告書は、分かりやすい開示が重要と考えている。すなわち、投資者への配慮が必要である。例えば、文書の一部の訂正では、訂正する部分について下線を要するが、全体の記載誤りや漏れについては追加するなどでも容認できる場合がある。ただし、この場合でもどの部分に追加となったのか明らかにするために、前後の文書(項目)が必要である。すなわち、訂正となる箇所の追加のみならず、その項目の前後の文章や項目名も記載することにより、有価証券報告書等のどの部分に追加が行われたかどうかを投資者に明確に伝える必要がある。

訂正理由の記載については「企業内容等の開示に関する留意事項について」(企業内容等開示ガイドライン)で明記している。7-12で「訂正届出書は投資者の理解が容易となるように、訂正前及び訂正後の内容を記載する等の方法により記載するものとし、具体的な訂正理由の記載が必要であることに留意する。」と記載されている。当該記載は、有価証券届出書に係るものであるが、投資者への情報提供としては有価証券報告書も同様である。そのため、当該ガイドラインに沿って訂正理由が記載されているか確認し、気付いた場合には訂正理由の記載の充実等を要請している。どのような方法であれ、投資者へ分かりやすい開示が重要である。

(6) 貴局が実施している有価証券報告書レビューの重点テーマ審査によって訂正報告書が提出される場合のほか、貴局が直接企業に対して有価証券報告書等の訂正を依頼することがあるでしょうか。

(回答)

定款の添付漏れなど形式的審査での不備は基本的に訂正依頼を行っている。また、有価証券届出書で記載した資金使途に変更がある場合には有価証券報告書への記載漏れがみられる。法令改正による追加記載等の確認も行う。

大量保有報告書と有価証券報告書の大株主の状況で記載漏れや数値等が異なっている場合には企業へ確認を行い、有価証券報告書の内容に誤りが認められれば訂正を慫慂している。また、大量保有報告書の提出漏れに関し提出者と連絡が取れない場合、企業を通して大株主に提出を依頼するケースもある。

(7) 各年度の重点テーマ審査の項目を決定するにあたって、考慮している事項があるでしょうか。

(回答)

金融庁が、必要性を勘案して決定している。

注：平成 28 年 3 月期以降の事業年度の重点テーマは、「工事契約に関する会計処理・開示」「棚卸資産に関する会計処理・開示」「包括利益計算書」「1 株当たり情報」である。

(8) 有価証券報告書レビューの重点テーマ審査に携わる担当部署、人員、携わっている方の資格等について、差し支えない範囲でお教え願えますでしょうか。

(回答)

公認会計士を含め数名で対応している。

なお、公認会計士については、特定任期付職員（証券監査官）として採用しており、求人情報は、関東財務局のホームページに掲載している。

3. まとめ

インタビューを通じた関東財務局の姿勢としては、適正な有価証券報告書の提出を第一義的には提出企業へ求めるが、監査人として公認会計士にも企業とコミュニケーションを実施し、事前に誤謬等を防止することを求めている。監査又は会計の専門家として有価証券報告書提出企業に最も近い存在として適正な開示が行われるような機能が求められている。訂正報告書の提出に抵抗がある企業も見受けられることから、監査人として要請されている内容を確認し、企業とディスカッションを行い適切な開示が行えるように指導することが望まれる。

訂正報告書に重要性の基準は明記されていない（第 1 章参照）。しかし、投資者への情報として実際の財務諸表の作成について重要性を検討することと同様に訂正報告書でも、その重要性を検討することは一理ある。この点、留意すべき事項として、量的（金額的）重要性に過度に固執することは避けるべきである。金額的重要性は明確な数値があるため判断しやすいが、もうひとつの重要性である質的重要性についても慎重に検討する必要がある。会計監査を通じて投資者の観点から被監査企業の情報のどの点に注目されているか、どのように利用されるか、を念頭に置き質的重要性も検討する必要がある。

監査人として監査意見を付した財務書類が含まれる有価証券報告書が関東財務局へ提出され、かつ、公衆縦覧されることを踏まえると、監査人としての責務について再認識すべきである。

また、企業の適正な有価証券報告書の信頼性を確保する公認会計士または監査法人が、その監査証明の結果をまとめた監査概要書の作成にも留意が必要である。この点は、関東財務局も重要な関心があるところである。日本公認会計士協会ウェブサイトに掲げられている「監査概要書等（写）の協会への提出にあたっての留意事項及び記載例」を参照のうえ適切な書類の提出に努められたい。

公認会計士法第1条には、公認会計士の使命として、「公認会計士は、監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを使命とする。」と定められている。

関東財務局としても提出される有価証券報告書の数からすべての有価証券報告書の詳細にチェックを行うことは実質的に困難を伴う。ただし、公開される投資情報として有価証券報告書が適切に開示されるべきであるという点については関東財務局と公認会計士または監査法人との認識は一致している。会員諸氏には、関東財務局と協力しつつ、改めて社会から負託された公認会計士または監査法人としての責務を十分に発揮されたい。

日本公認会計士協会東京会
(平成28年度) 監査委員会
執筆者

委員長	前田隆夫
副委員長	内田智
同	甲斐靖裕
同	高山大輔
委員	王欣
同	菊池慎太郎
同	斎藤武
同	椎名厚仁
同	田澤博史
同	山崎真

(以上10名)

(陪席役員)

担当副会長	久保直生
担当常任幹事	成田礼子
担当幹事	伊藤則和

東京 C. P. A.
公認会計士業務資料集 第57号
監査委員会

平成30年1月15日 印刷

平成30年1月22日 発行

編集 日本公認会計士協会東京会 調査研究部
発行 日本公認会計士協会東京会
〒102-8264 東京都千代田区九段南 4-4-1
公認会計士会館
電話 03(3515)1183
調査課ダイヤル・イン

印刷所 大和メディアクリエティブ株式会社
〒162-0824 東京都新宿区揚場町2-20 大和ビル
電話 03(3269)6351(代)

本書の無断複写・複製・転載を禁じます。